

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成２９年度第１回高松市コンパクト・エコシティ推進懇談会
開催日時	平成２９年９月４日（月） １０時３０分～１２時００分
開催場所	高松市役所 １１階 １１４会議室
議 題	(１) 会長の選任について (２) 高松市立地適正化計画（仮称）【素案】パブリックコメント及び説明会等の実施報告について (３) 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画改定の方向性について (４) その他
公開の区分	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開
上記理由	—
出席委員	嘉門会長、高嶋委員、高塚委員、杉本委員、佃委員、土井委員 古川委員、松岡委員、吉田委員、近藤委員、山地委員 （欠席委員１名）
オブザーバー	国土交通省 四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 課長補佐 香川県 土木部 都市計画課 課長
傍聴者	０名（定員 ５名）
担当課及び連絡先	コンパクト・エコシティ推進部 まちづくり企画課 ０８７－８３９－２１３６

会議経過及び会議結果
会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。 （事務局） 高松市コンパクト・エコシティ推進懇談会設置要綱第６条第１項の規定により、会長が会議の議長となっているが、会長が決まるまで事務局で進行を務める。 まず、本日の委員出席者については、委員１２名のうち１１名に出席いただいている。要綱第６条第２項の規定により、会議が成立していることを報告させていただく。 （１）会長の選任について （事務局） 本懇談会会長については、要綱第５条第２項の規定により、委員の互選によることとなっている。

(委員)

会長の選任については、嘉門委員にお願いしたい。これまで、高松市コンパクト・エコシティ推進懇談会の会長として、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画にご尽力されているほか、都市計画審議会の会長も務めている。大変ご見識が深く、まちづくり全般について非常に精通している。

この懇談会は、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画に掲げる、高松市の目指す、コンパクトで持続可能な将来のまちづくりの実現に向けて、広く市民の意見を聴取するための重要な会議であると認識している。是非、皆さんのお諮りの上、ご理解をいただければ、嘉門委員に会長をお願いしたい。(異議なし)

(事務局)

委員皆様のご賛同をいただいたので、嘉門委員に会長をお願いしたい。

(会長)

只今、皆様のご賛同をいただき、懇談会の会長を務めさせていただくことになった。

多核連携型コンパクト・エコシティは既に平成23年に始まった取組である。平成26年には国土交通省により、立地適正化計画制度が創設された。高松市は既にコンパクト・エコシティを推進していたが、行政上、国の施策に擦り合わせ、これまでのコンパクト・エコシティ推進計画に立地適正化計画を合わせていくことが非常に重要である。このことに関しては委員皆さんの意見を取り入れ、取り組むことが必要である。

NHKのテレビ番組において、東京都豊島区は消滅区と呼ばれている。豊島区において交流人口は多いが、自然減が進んでいる。これが進めば東京都の高齢化はより厳しい状況になる。高松市において人口減少を抑えることが、コンパクト・エコシティ推進計画の務めである。

また、推進計画を後押しする立地適正化計画の策定を進めることは非常に重要な施策であるため、委員の皆様のこれまで以上の御協力をお願いするとともに、あいさつとさせていただきたい。

(事務局)

ここからの議事の進行については会長をお願いしたい。

(会長)

議事を議題に沿って進める。まず、副会長を指名する必要がある。これは要綱第5条第2項の規定により、会長が副会長を指名することとなっている。高塚委員にお願いしたいと思うが、よろしいか。(異議なし)

それでは、議事(2)として、高松市立地適正化計画(仮称)【素案】についてのパブリックコメント及び説明会の実施報告を事務局よりお願いしたい。

(2) 高松市立地適正化計画(仮称)【素案】パブリックコメント及び説明会等の実施報告について

高松市立地適正化計画(仮称)【素案】パブリックコメント及び説明会等の実施報告について、資料1、2、3、4に基づき、事務局から説明した。

(会長)

この立地適正化計画（仮称）【素案】の資料について、事前に委員には配布されており、既に拝読しているという認識でよいのか。

(事務局)

素案策定の時点で、配布している。

(会長)

立地適正化計画（素案）では、区域境界が団地を分断しているなど、区域が不適切であるとの事により、区域境界には修正が入ったかと思う。

新駅周辺も道路整備も進んでおり、土地利用の見直しについても伝え、分かりやすかったのではないかと思います。

資料1 7ページ、施策体系の成果指標について、今後も、皆さんの意見を受け入れながら決めていくと思われる。施策の方針に沿って取組を行う際、成果を示すには指標として掲げている検討（案）でよいのかと疑問を抱いてしまう。なかなか難しいのではないのか。掲げている以外の指標があれば、是非、委員からの意見をいただきたい。

(委員)

持続可能な公共交通のネットワークの再構築において、今の時点の話であり、将来は高齢化も進み、バランスも崩れてくると思われるが、その都度、見直しは行うのか。JRは固定であり、バスは公共交通において融通性がある。指標を決定して、今後、変更・修正はないのか。人の動き、年齢構成も変わってくる。見直しの際はどのような手段をとるのか不安を抱える。

(事務局)

立地適正化計画は5年ごとに、進捗状況や内容により必要であれば見直しを行う。具体的な公共交通の計画においては、交通の計画で立てていく。

(委員)

市民からの声はどの機関に申し立てればいいのか。

(事務局)

立地適正化計画の進捗状況を確認するとともに、懇談会でも意見を伺う。また、市民の意見を受け入れながら、必要に応じて変更を行う。

(会長)

立地適正化計画における誘導区域も公共交通が基本である。人口減少が原因で公共バスの維持が出来ず、コミュニティバスになってしまう。バスも運行が出来ず、住民タクシーになってしまう。立地適正化計画は区域外ではなく区域内が中心なので、居住誘導施策が重要であることを考えてほしい。

(委員)

居住誘導区域内に移住するとき、「住みやすい」ことが重要であると思うが、何に対して住みやすく、何に対して住みにくいのか、市民には分かりづらいと感じる。高齢者、若い世代も含めて、市役所・行政機関までの移動時間、スーパー・病院へは「〇〇分での移動時間を目指している」など、わかりやすい指標はあるのか。

(事務局)

都市機能誘導区域の設定では、医療機関・銀行・スーパーは人口が30年、50年先の将来においても機能を維持し、誘導していきたい。設定範囲は、国の資料で徒歩や自転車等により、容易に移動できる範囲とされており、都市機能誘導区域の設定において生活交流拠点は600m、地域交流拠点は800mと、設定している。徒歩圏内に機能を誘導し、維持していく。圏内に最低限の機能を維持し、拠点間、拠点と拠点外を公共交通で結び、徒歩圏内区域での移動の利便性を図ることがこの計画である。

(委員)

拠点において生活に必要な行政サービス以外は民間企業に依頼しなければならないのではないのか。

例えば徒歩10分以内のスーパーや病院が撤退した場合、行政として機能を維持することに力を入れていただいた方が市民も安心できるのではないのか。

(事務局)

国においても、メリットを用意している。都市機能を誘導するために国のメニューを利用し、事業者に対する支援もある。事業の中で今後は検討したい。

(委員)

公共交通については、まちをコンパクトに集約するに当たり避けて通れず、セットで動かなければ成果を得ることはできない。数多い交通機関において、バスはフレキシブルに路線変更できる。しかし、圧倒的な輸送量は鉄道である。琴電とJRの鉄道がある中、「琴電の周辺ばかり考えているのではないのか。」と言う意見も伺っている。

新駅について、公共交通の会議においても駅の周辺は争点になっている。交通だけに偏るのではなく、駅周辺も利用すべきではないのか。都市計画と公共交通が別々の施策では効果は出ない。このエリアの駅周辺における土地利用については、公共交通と都市計画を連動し、成果の出るようにしてほしい。

資料1 7ページ、施策体系について指標があり、成果を問われ、中心市街地活性化も数値が問われる。集約エリアがいかに生活しやすいかを数値化する方が、地域活性のバロメーターになるのではないのか。生活における利便性や、快適さ、また不自由を感じるなどが指標に織り込まれてもいいのではないのか。

(事務局)

新駅は公共交通の結節拠点として、東西のバスも含めて考えている。交通の会議においても新駅の機能を踏まえ、土地利用や、まちづくりに対する意見はいただいている。意見を踏まえ立地適正化計画の原案の中で基本的な考えを示していきたい。

生活に関する指標については、数値が取れるかどうかを把握した上で、検討したい。

(会長)

成果指標を数値にし、わかりやすくすることが取り組みやすく、主旨ではないのか。誰にでも分かりやすい指標の提案を期待する。

資料1 7ページ、地域の暮らしやすさの向上指標の「居住誘導区域外への転居及び転出率」について、なぜ転居率が指標になるのか。

(事務局)

あくまで、想定である。居住誘導区域内で住みやすい環境が整えば、区域外へと転居・転出する市民が少なくなると想定される。低い数値であれば、「住みやすい地域になった」という想定より示している。

(会長)

転居・転出する市民はカウントが難しくないのか。誘導する範囲を設定するのだから、入ってくる方が多いほうがいいのではないのか。

(委員)

転居・転出の設定には、何か要因はあるのか。主にどの地域の減少を示しているのか。

(事務局)

ある地域が減少したから示しているわけではない。地域が住みやすくなれば転居する市民が少なくなるということを想定した数値である。一定地域の減少による数値ではない。

居住誘導区域内について選ばれる地域づくりの推進では、「居住誘導区域内の年間社会増」は、出生・死亡以外の転入・転出により表している。現在は案であるが、選ばれる方が転入・転出のどちらが多いのかということを示している。

(会長)

先ほどの意見とは差はつけにくいのではないのか。

居住環境がよくなり、子育て世代が増えることで、社会増だけでなく、自然増も増えてほしい。豊島区も社会増が多いが、自然減である。子育て環境も悪いため、子どもが少ない。子育て世代から選ばれるには、社会増だけでなく、自然増も選ばなければならない。

良好な居住環境の創出により安心した暮らしを目指すには、高齢者の転入・転出も入れるべきである。高齢者が増えることで、ケア・社会施策は負担となるが、居住誘導により便利であれば移動していただければよい。高齢者が拠点外に移住する方がケア等困難ではないのか。

(市民政策局長)

指標については、案ではあるがある程度の考えを示している。いただいた意見のとおり、居住誘導区域内の人口部分をどう捉えていくかという指標は、成果指標になりうると考えている。

資料1 7ページの施策方針の「居住人口の維持・誘導」「地域の暮らしやすさの向上(居住誘導区域内での取組)」については居住について触れており、定住率と子育ての部分である、自然増を兼ね合わせ、定住率をどのように高めるかが大きな視点になると議論しており、それをかみくだいたもので、率としている。指標はそれぞれの施策を進める上での目標値であり、関連する事業展開により指標をコントロールする考えである。

資料1 8ページ、国から求められるのは、「誘導の取組」が全体を通してどういう効果を得られるか数値目標としている。例示では、都市経営コストが下がるとか、自立高齢者率が増えるイメージを打ち出すかどうかとなっている。また、高松市では、毎年、市民満足度調査を実施しており、「住みやすいか、どうか」の調査を行っている。その数値を取り入れるイメージも検討している。基本的に市民を対象としているため、指標として成り立つのではないかと思われる。現在は案であるが、今後、意見を踏まえながら、原案までに指標設定

を行いたい。

(委員)

市民目線で話を伺いたい。中心部での居住は暮らしやすいため、商品価値が上がる。商品価値が上がることは良いが、地価や家賃が上がることで中心部に住む人は高所得者であり、低所得者は、地価・家賃が安いという理由から仕方なく郊外へ移住してしまう。市役所が中心部の移住を推進しても、移住の誘導により地価・家賃の商品価値が上がり、一定の所得者に選別されてしまう。

行政が行うべきことは、コンパクト・エコシティにより行政の効率を図り、削減された費用の再分配により、低所得者にも中心部で住めるような住宅施策を行えばバランスが取れるのではないだろうか。中心部での居住の商品価値を上げ、一定の所得者のみが中心部での居住に偏ってしまうことは如何だろうか。バランスのとれた施策とは、低所得者も中心部で便利な暮らしが送れることではないのか。

(事務局)

居住誘導の設定区域は、主に用途地域であり、今後、空き家・中古住宅が増えることが想定される。国も法律を作り、それらに市も対応し、検討している。住宅施策を計画し、国の方向性を捉えながら取り入れたいと思う。誘導区域内の空き家、賃貸住宅の活用については国の施策を見ながら考えていきたい。

(委員)

低所得者でも入れる施策の方針は、何処にあてはまるのか。

(事務局)

居住人口の維持・誘導の施策にあたる、「定住人口の移住・誘導」になる。区域内の国の施策を並行し、具体的な事業はコンパクト・エコシティ推進計画において示していきたい。

(委員)

説明会への参加人数の少ない要因は、関心が薄いからではないのか。

高松市コンパクト・エコシティ推進計画策定により高松市は便利になったのか。道路は多くなったが、スプロール化している。アンケートの一部では「誘導について、制限や罰則規定はあるのか。」との意見もある。今後この検討でよいと思うが、この状態で進めることは困難であり、また、財政にも影響があるのではないのか。

(事務局)

説明会の参加人数については、事業者向け説明会も含めて21回開催し、約430人参加していただいた。地域に応じた個別の意見や立地適正化計画以外の意見もあり、関係課と連携し、意見を通して、今後の市政運営に努めている。

今後、市街地拡大の抑制などについては、土地利用の見直しとして、庁内で実効性のある計画となるよう具体的な取り組みを検討している。原案では事業の見直しとなるが、市民にも伝えられるよう進める。実効性のある事業となり、効果的となるよう考えている。

(委員)

資料1 7ページ、各施策の成果指標の検討(案)における居住誘導区域内での開発許可申請比率(%)において、本来、居住誘導区域は届出なしで建てられるものである。開発許可は一定規模が対象となるため届出が必要になるが、なぜ数字を拾うのかわからない。区域

外でどのくらい届出が出ており、目指すものと違う開発が起きているのか見るのであればわかる。区域内で建つことが許可されているところに着目されているのか分からない。

(事務局)

開発は居住誘導区域外ではなく区域内で住宅開発が行われるようにということで示している。

(委員)

居住誘導区域内の届出は必要ないということで間違いないか。開発許可も大規模でなければ必要ないと思う。対象となるものは少数の限られたものであるため、誘導区域内の開発が進んでいるかどうかは一部しか把握できないのではないかな。

(事務局)

今後、検討する。

(会長)

比率は何の個数に対する申請なのか含めて考えなければならない。市街地の有効利用も、居住人口の割合も全市に対する割合なのか、用途地域の割合なのか。成果指標とは、何を示すと有効に施策の効果があるかということである。全体を見直し、説得力のある指標を作成いただきたい。

(委員)

国政調査のデータを活用することはどうだろうか。各施策のターゲットを全市民ではなく若者層など、ターゲットを明確にし、現状のデータを拾うことはどうか。

(事務局)

意見を参考に検討したい。

(委員)

地域包括ケアシステムでは効果として自立高齢者率が挙げられている。地域包括ケアシステムにおいての新総合事業では協議体を作り、各地区では自立する高齢者同士の助け合いを育んでいる。人とのつながりのある地域づくりの推進が図られるかと思う。

9月～11月の原案策定作業において、市庁内での擦り合わせはいつ、どのように行われているのか。局同士の擦り合わせが必要かと感じる。

(市民政策局長)

今回の指標は、立地適正化計画における指標とする。コンパクト・エコシティ推進計画を実行計画のような位置付けとして考えている。具体的な事業では、活動指標、生活指標を持っている。例えば、子育てであれば待機児童数、高齢者であれば元気な高齢者の比率が指標として出てくるかと思う。コンパクト・エコシティ推進計画の中で事業ごとに指標を設定することとし、今年度、進行管理を行う。立地適正化計画として目指すことを数値目標としてトータル的なものとしている。取り組むべき事業を想定して立地適正化計画の体系を整えている。

立地適正化計画の作成段階、作成中と各局と擦り合わせしながら取り組んでいる。各局が取り組んでいる事業、今後取り組むべき事業を想定し、立地適正化計画の施策体系を整えている。今後も各局との連携を取りながら、取り組みたい。

(委員)

高松市は計画を行う際、文書確認や数字を充て込むだけでなく、各局で議論を行ってほしい。

(委員)

一般都市機能誘導区域の生活交流拠点は合併後の市町村である。地域交流拠点は800mの範囲、生活交流拠点は600mの範囲と設定されている。郊外ほどゆったりしているが、600mの設定は問題ないのか。

(事務局)

都市計画マスタープランの定めに沿っている。マスタープランより、地域交流拠点は2キロ、生活交流拠点は1キロの定めのある区域設定の中で考えている。範囲は狭いが、現状の区域の広さ、マスタープランの定めにより、800m、600mと絞っている。

(委員)

人口比率もあるので、小さくした方が効率はいいのかもしれない。国分寺など大きい合併市町は大丈夫なのか。地域住民への対応はどうか。

(事務局)

都市計画マスタープランに沿って説明はしている、理解いただきたい。

(会長)

600mの範囲ではあるが、無理な線引きではないという理解でよい。あくまで誘導区域であり、目安である。

高松市は立地適正化計画を完成し、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画に反映させることである。

(3) 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画改定の基本的な考え方について

多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画改定の基本的な考え方について、事務局から説明した。

(会長)

居住誘導区域外の施策に居住誘導区域内の取組、都市経営の効率と公共交通ネットワークの再編を含め、誘導区域外の施策と区域内の施策を一体で図るのか。

(事務局)

誘導区域外の施策において、公共交通ネットワークの再編、市街地拡大の抑制など施策は一体である。

(会長)

都市機能の誘導を図る中心市街地の施策、誘導区域外の施策と似たようなものがあり、どちらに含まれないものも一体的に取り組むことだと思う。今回の計画は、誘導区域外も全て含んだ考え方である。

(委員)

都市機能の誘導を図る「良好な居住環境の創出」における計画の中で、地震・津波対策、避難関係など、暮らしやすさの向上の目標の中で、どのくらい完備されているのか。誘導区域が地震や津波で大変な区域も想定しているのか。

(事務局)

危険区域は担当課より冊子を作り、市民に周知している。

危険地域には市民への周知を行い、防災面では各地域に防災訓練を推進し、取り組んでいる。防災面の周知は関係課と連携して行う。ただ、居住区域の設定に当たり、浸水の想定地域もあるが、津波・地震対策海岸計画を実施することで居住環境向上に取り組んでいる状況である。

(委員)

居住誘導区域外も高齢化している。住み続けてよかったと思える生活の維持をお願いしたい。

(会長)

立地適正化計画が上手く進めばコンパクト・エコシティ推進計画も役立つ。高松市も擦り合わせを行ってもらいたい。市民行政全般の推進事業のため、担当課でバランスのとれた施策をお願いしたい。

(4) その他について

事務局からその他通知事項なく、委員からも特に意見なく、以上を持って今回の会議を閉会することとした。

以上